

多様な農業人材経営計画の認定を受けませんか

多様な農業人材経営計画認定制度とは、兼業農家、半農半X、定年帰農者など、核となる担い手以外の農業者のうち、経営発展に意欲的な農業者を認定する制度です。



○認定を受けるメリット

- ・多様な農業人材支援事業に申請できます。

【事業内容】

トラクターや田植機、パイプハウスなどの整備、遊休施設の補修等を支援します。

【助成額】事業費の3分の1以内(上限 200 万円)

- ・その他、県の補助事業に申請できる場合があります。
- ・普及センターや農業大学校の栽培基礎講座やパイプハウス移設講座などが受けられます。

詳しくはこちら→

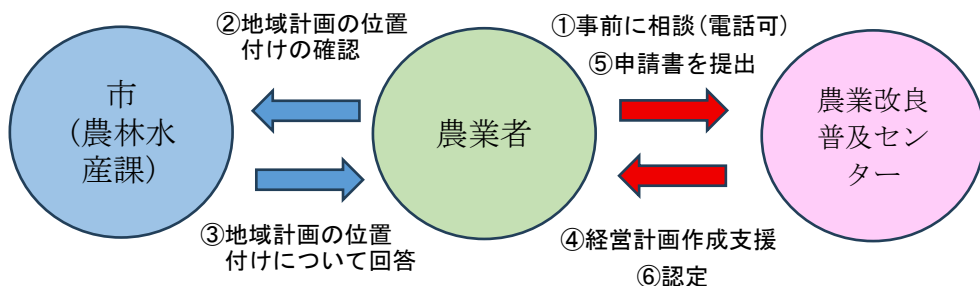


○認定の要件(①～⑤)を全て満たすこと

- ①地域計画に「農業を担う者」として位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ②営農を5年以上継続する意欲があること
- ③農産物販売金額 50 万円以上を目指すこと
- ④地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと
- ⑤認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者でないこと

○申請期間が通年になりました。

- ・申請は常時受付けており、月末までに受理した経営計画書を、原則、翌々月の1日に認定します。
- ・農業改良普及センターでは、申請のためのご相談に応じています。



○お問い合わせ先

香川県西讃農業改良普及センター TEL 0875-62-3075 FAX 0875-62-5353

多様な農業人材認定者が申請できる事業

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金

生産資材の価格高騰により厳しい状況にある農業者の皆様を支援するため、生産資材費の一部を助成します。

詳しくはこちら→



○対象者

下記のいずれかに該当する県内の耕種農業者

- ・認定農業者
- ・認定新規農業者
- ・集落営農組織(規約があり、共同販売経理を行っていること)
- ・多様な農業人材認定者

○主な要件と助成内容

- ・直近の決算書があり(個人の場合は令和7年分)、記載された生産資材費(種苗費、肥料費、農薬衛生費、諸材料費など)が20万円以上であること。
- ・生産資材費の2割を助成(補助金上限額 30 万円)

○説明会

令和8年5月29日(金) 15:00～ 三豊市市民交流センター

説明会終了後、担当者として1 on 1で話せる個別相談会を実施!

※個別相談会は事前予約制となります。

右の二次元コードから予約可能 →

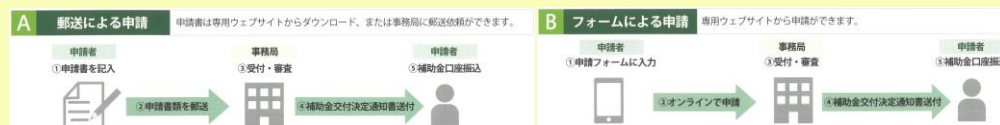


○申請期間

令和8年5月11日(月)～7月31日(金)

受付は終了しました

○申請から受け取りまでの流れ



○お問い合わせ先

香川県農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局
TEL 050-1752-4204 FAX 087-822-2650